

# 農林水産委員会

## 委員一覧 (20名)

委員長	野村 哲郎 (自民)	馬場 成志 (自民)	柳田 稔 (民主)
理事	猪口 邦子 (自民)	堀井 巖 (自民)	平木 大作 (公明)
理事	山田 俊男 (自民)	舞立 昇治 (自民)	横山 信一 (公明)
理事	小川 勝也 (民主)	山田 修路 (自民)	山田 太郎 (みんな)
	金子 原二郎 (自民)	郡司 彰 (民主)	吉良 よし子 (共産)
	古賀 友一郎 (自民)	徳永 エリ (民主)	儀間 光男 (維新)
	中泉 松司 (自民)	羽田 雄一郎 (民主)	(26. 3. 11 現在)

## (1) 審議概観

第186回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件（うち本院先議1件）及び衆議院提出3件（いずれも農林水産委員長）の合計8件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願4種類17件は、いずれも保留とした。

### 〔法律案の審査〕

**特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案**は、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を5年間延長しようとするものである。委員会では、本法制定の経緯と延長の理由、本法に基づく支援措置の効果、農産加工業者における国産農産物利用拡大に向けた支援の必要性、農産加工品の輸出促進に向けた取組等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**森林国営保険法等の一部を改正する法律案**は、特別会計の改革を推進するため、政府が行う森林保険に係る事業を独立行政法人森林総合研究所に移管するとともに、森林国営保険法の規定の整備を行い、森林保険特別会計を廃止する等の措置を

講じようとするものである。委員会では、森林保険事業の移管による効果、森林総合研究所を運営主体とすることの是非、加入率向上に向けた取組、森林保険に国が関与する必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案**は、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する措置の改善を図るため、対象農業者への認定就農者の追加、生産条件不利補正交付金に係る交付基準の変更等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、附則に、政府は、本法律の施行後3年を目途として、農産物に係る収入の著しい変動が農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するための総合的な施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする規定を追加する修正が行われた。

また、**農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案**は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、そ

の基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定、費用の補助、関係法律の特例等について定めようとするものである。

委員会では、両法律案を一括して議題とし、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、島根県において地方公聴会及び現地調査を実施したほか、安倍内閣総理大臣にも出席を求め、質疑を行った。委員会では、戦後農政における新しい農業・農村政策の位置付け、担い手の規模要件撤廃が農地集約に及ぼす影響、農業における担い手の確保策、米の直接支払交付金を廃止する理由、生産調整の見直しが米の過剰や不足を招く可能性、多面的機能支払交付金の単価設定の妥当性、日本型直接支払に係る手続簡素化の必要性、中山間地域における総合的な地域政策の必要性等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって可決された。なお、両法律案に対し、附帯決議が付された。

**特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案**は、近年における農林水産物・食品の名称の保護をめぐる国内外の動向に鑑み、農林水産物・食品のうち、品質その他の特性が生産地に主として結び付いているものについて、その名称を地理的表示として国に登録し、知的財産として保護する制度を設けようとするものである。委員会では、地理的表示保護制度導入の意義と効果、地域団体商標制度との相違点、国内外における不正使用防止対策、制度の普及と実施体制の整備を進める必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決

議が付された。

**養豚農業振興法案**は、養豚農業の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、養豚農家の経営の安定、国内由来飼料の利用の増進、安全・安心な豚肉の生産及び消費の拡大等の措置を講じようとするものである。委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**花きの振興に関する法律案**は、花き産業及び花きの文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出の促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を講じようとするものである。委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**内水面漁業の振興に関する法律案**は、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進するため、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

第185回国会閉会後の平成25年12月18日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、畜産農家が安心して営農できる畜産物価格決定の必要性、酪農ヘルパー

の人材育成に向けた取組、酪農ヘルパー事業円滑化対策事業継続の必要性、農畜産業振興機構における畜産勘定資金の保有縮減の必要性、食品残さの飼料への活用策、国産牛肉の輸出促進目標達成に向けた支援措置の必要性等について質疑を行うとともに、政府に対し、**畜産物価格等に関する決議**を行った。

平成26年3月11日、平成26年度の農林水産行政の基本施策について、林農林水産大臣から所信を聴取し、**3月13日**、これに対し、T P P協定交渉における重要5品目関税引下げの検討が国会決議等に違反するとの見解に対する所見、日本型直接支払制度の現場への説明状況と今後の見通し、豪雪被害による農業用ハウス撤去費用の助成措置と共済金支払との関係、木質バイオマス発電及び直交集成板推進対策の取組状況、水産業の再生についての今後の展望、農協における信用事業の在り方等について質疑を行った。

**3月17日**、予算委員会から委嘱された平成26年度農林水産省予算の審査を行い、農林水産物輸出戦略においてブランドイメージの構築とジェトロの活用を図る必要性、農協の経済事業と信用事業の分離の可能性、規制改革会議における農業委員会見直し論に対する所見、林産物の輸出拡大に向けた政策を積極的に展開する必要性、燃油高騰対策の充実により漁業者の操業継続確保の必要性、放射性物質に汚染された稲わらや堆肥等の処理状況等について質疑を行った。

**4月3日**、農林水産に関する調査を議題とし、T P P協定交渉における農産物の関税をめぐる日米合意の可能性、国際司法裁判所の「南極における捕鯨」訴訟判決に対する農林水産大臣の見解、食料・農業・農村基本計画において実現可能な

食料自給率の目標を設定する必要性、我が国における養蚕・織物業振興対策の必要性、農作業事故防止に向けた取組、森林経営計画の要件緩和の必要性、水産加工業における外国人技能実習制度の評価、東日本大震災被災地における水産加工業の復旧状況等について質疑を行った。

**4月10日**、東日本大震災からの農林水産業の復旧・復興状況等に関する実情調査のため、宮城県において、石巻市稲井地区（農地復旧状況）、石巻漁港（漁港・水産加工施設復旧状況）等を視察した。

**4月17日**、農林水産に関する調査を議題とし、政府に対し、**調査捕鯨継続実施等に関する決議**を行った。

**4月22日**、農林水産に関する調査を議題とし、日豪E P A大筋合意による関税引下げが国内の農業生産に及ぼす影響、T P P協定交渉について衆・参農林水産委員会の決議を守る必要性、高病原性鳥インフルエンザに対する熊本県の初動対応への評価、豚流行性下痢（P E D）用ワクチンの確保の必要性、平成27年度以降の調査捕鯨の対応方針、日中漁業協定を見直す必要性等について質疑を行った。

**5月13日**、農林水産に関する調査を議題とし、日本の農産物等の輸出促進の観点からT P P協定交渉に当たる必要性、これまでのT P P協定交渉結果を反映させた影響額の政府統一試算を公表する必要性、T P P協定交渉に関する情報提供の在り方、P E Dの万全な防疫体制を整備する必要性等について質疑を行った。

**5月22日**、農林水産に関する調査を議題とし、平成26年5月に行われたシンガポールでのT P P閣僚会合に対する評価、米国における大統領貿易促進権限（T P A）法案の動向、規制改革会議農業ワーキング・グループの農業改革に関する意見の

取りまとめ経緯、規制改革会議の法的位置付け、新しい食料・農業・農村基本計画における食料自給率目標についての方針、農産物の輸出促進策等について質疑を行った。

6月19日、農林水産に関する調査を議題とし、養豚農業の現状、養豚農業におけ

る飼料自給率の目標と国内由来飼料の供給促進策、花きの新品種・日持ち向上技術の開発の現状と取組方針、ウナギ資源管理への取組方針、霞ヶ浦導水事業における常陸川水門の影響について分析する必要性、規制改革に関する第2次答申に対する所見等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

○平成25年12月18日(水)(第185回国会閉会後第1回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 畜産物等の価格安定等に関する件について林農林水産大臣、吉川農林水産副大臣、西村内閣府副大臣、横山農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

馬場成志君(自民)、古賀友一郎君(自民)、小川勝也君(民主)、徳永エリ君(民主)、平木大作君(公明)、山田太郎君(みんな)、紙智子君(共産)、儀間光男君(維新)

- 畜産物価格等に関する決議を行った。

○平成26年3月11日(火)(第1回)

- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 平成26年度の農林水産行政の基本施策に関する件について林農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成26年3月13日(木)(第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成26年度の農林水産行政の基本施策に関する件について林農林水産大臣、吉川農林水産副大臣、横山農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

山田俊男君(自民)、舞立昇治君(自民)、中泉松司君(自民)、徳永エリ君(民主)、小川勝也君(民主)、平木大作君(公明)、

山田太郎君(みんな)、紙智子君(共産)、儀間光男君(維新)

○平成26年3月17日(月)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十六年度一般会計予算(衆議院送付) 平成二十六年度特別会計予算(衆議院送付) 平成二十六年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(農林水産省所管)について林農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、吉川農林水産副大臣、横山農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

猪口邦子君(自民)、金子原二郎君(自民)、小川勝也君(民主)、平木大作君(公明)、山田太郎君(みんな)、紙智子君(共産)、儀間光男君(維新)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成26年3月25日(火)(第4回)

- 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第60号)について林農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成26年3月27日(木)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第60号)について林農林水産大臣、吉川農林水産副大臣、横山農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

馬場成志君(自民)、徳永エリ君(民主)、

平木大作君（公明）、山田太郎君（みん）、  
紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）  
（閣法第60号）

賛成会派 自民、民主、公明、共産、維新  
反対会派 みん

なお、附帯決議を行った。

○平成26年4月3日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日豪EPA交渉及び環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉に関する件、国際司法裁判所の「南極における捕鯨」訴訟判決に関する件、食料自給率に関する件、攻めの農林水産業に関する件、蚕糸業への支援に関する件、農林業の労働災害に関する件、森林・林業・木材産業政策に関する件、水産業振興対策に関する件、東日本大震災からの水産業復興支援に関する件等について林農林水産大臣、吉川農林水産副大臣、横山農林水産大臣政務官、山本財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

堀井巖君（自民）、山田修路君（自民）、徳永エリ君（民主）、小川勝也君（民主）、平木大作君（公明）、山田太郎君（みん）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）

- 森林国営保険法等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について林農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成26年4月8日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 森林国営保険法等の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について林農林水産大臣、吉川農林水産副大臣、櫻田文部科学副大臣、愛知財務副大臣、横山農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

古賀友一郎君（自民）、小川勝也君（民主）、平木大作君（公明）、山田太郎君（みん）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）

（閣法第43号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、維新

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成26年4月17日（木）（第8回）

- 調査捕鯨継続実施等に関する決議を行った。

○平成26年4月22日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日豪EPA交渉大筋合意に関する件、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉に関する件、高病原性鳥インフルエンザ対策に関する件、豚流行性下痢（PED）対策に関する件、今後の鯨類捕獲調査の実施方針に関する件、日中漁業協定に関する件等について林農林水産大臣、吉川農林水産副大臣、岸外務副大臣、松島経済産業副大臣、西村内閣府副大臣、横山農林水産大臣政務官、小泉内閣府大臣政務官、山本財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

馬場成志君（自民）、中泉松司君（自民）、徳永エリ君（民主）、小川勝也君（民主）、平木大作君（公明）、山田太郎君（みん）、紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）

○平成26年5月13日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉に関する件等について林農林水産大臣、西村内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田修路君（自民）、平木大作君（公明）、徳永エリ君（民主）、儀間光男君（維新）、山田太郎君（みん）、紙智子君（共産）

○平成26年5月15日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）  
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）  
以上両案について林農林水産大臣から趣旨説明を、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正す

る法律案（閣法第49号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員齋藤健君から説明を聴いた後、林農林水産大臣、吉川農林水産副大臣、後藤田内閣府副大臣、横山農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

舞立昇治君（自民）、堀井巖君（自民）、徳永エリ君（民主）、小川勝也君（民主）、平木大作君（公明）、儀間光男君（維結）、山田太郎君（みん）、紙智子君（共産）

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

#### ○平成26年5月20日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

以上両案について林農林水産大臣、吉川農林水産副大臣、後藤田内閣府副大臣、西村内閣府副大臣、横山農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古賀友一郎君（自民）、中泉松司君（自民）、郡司彰君（民主）、平木大作君（公明）、儀間光男君（維結）、山田太郎君（みん）、紙智子君（共産）

また、両案審査のため委員派遣を行うことを決定した。

#### ○平成26年5月22日（木）（第13回）

- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院農学生命科学研究科准教授  
安藤光義君

株式会社勝部農産代表取締役 勝部喜政君  
北海道農民連盟書記長 山居志彰君  
愛媛大学客員教授 村田武君

〔質疑者〕

馬場成志君（自民）、小川勝也君（民主）、平木大作君（公明）、儀間光男君（維結）、山田太郎君（みん）、紙智子君（共産）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉に関する件、農業協同組合及び農業委員会の見直しに関する件、食料自給率の向上に関する件、農産物の輸出振興に関する件等について林農林水産大臣、吉川農林水産副大臣、三ッ矢外務副大臣、後藤田内閣府副大臣、横山農林水産大臣政務官、小泉内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田修路君（自民）、徳永エリ君（民主）、平木大作君（公明）、儀間光男君（維結）、山田太郎君（みん）、紙智子君（共産）

#### ○平成26年5月29日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

以上両案について林農林水産大臣、吉川農林水産副大臣、岸外務副大臣、西村内閣府副大臣、福岡内閣府大臣政務官、横山農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

舞立昇治君（自民）、中泉松司君（自民）、野田国義君（民主）、徳永エリ君（民主）、平木大作君（公明）、儀間光男君（維結）、山田太郎君（みん）、紙智子君（共産）

#### ○平成26年6月3日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律

案（閣法第49号）（衆議院送付）

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）

以上両案について林農林水産大臣、吉川農林水産副大臣、西村内閣府副大臣、後藤田内閣府副大臣、横山農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

郡司彰君（民主）、小川勝也君（民主）、平木大作君（公明）、儀間光男君（維結）、山田太郎君（みん）、紙智子君（共産）

○平成26年6月12日（木）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）  
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）  
以上両案について安倍内閣総理大臣及び林農林水産大臣に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

舞立昇治君（自民）、徳永エリ君（民主）、平木大作君（公明）、儀間光男君（維結）、山田太郎君（みん）、紙智子君（共産）

（閣法第49号）

賛成会派 自民、公明、維結

反対会派 民主、みん、共産

（閣法第50号）

賛成会派 自民、公明、維結

反対会派 民主、みん、共産

なお、両案について附帯決議を行った。

- 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）について林農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成26年6月17日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）について林農林水産大臣、吉川農林水産副大臣、横山農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

山田修路君（自民）、堀井巖君（自民）、徳永エリ君（民主）、小川勝也君（民主）、平木大作君（公明）、行田邦子君（みん）、儀間光男君（維結）、紙智子君（共産）

（閣法第81号）

賛成会派 自民、民主、公明、維結、みん、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成26年6月19日（木）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 養豚農業の振興に関する件、花きの振興に関する件、内水面漁業の振興に関する件、農業委員会、農業生産法人及び農業協同組合の見直しに関する件等について林農林水産大臣、吉川農林水産副大臣、後藤田内閣府副大臣、横山農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

馬場成志君（自民）、古賀友一郎君（自民）、徳永エリ君（民主）、郡司彰君（民主）、平木大作君（公明）、儀間光男君（維結）、山田太郎君（みん）、紙智子君（共産）

- 養豚農業振興法案（衆第29号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長坂本哲志君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第29号）

賛成会派 自民、民主、公明、維結、みん、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 花きの振興に関する法律案（衆第30号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長坂本哲志君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第30号）

賛成会派 自民、民主、公明、維結、みん、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 内水面漁業の振興に関する法律案（衆第37号）

(衆議院提出) について提出者衆議院農林水産委員長坂本哲志君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第37号)

賛成会派 自民、民主、公明、維結、みん、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成26年6月20日(金) (第19回)

- 請願第704号外16件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

#### 委員派遣

○平成26年5月26日(月)、27日(火)

(地方公聴会 5月27日(火))

- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)及び農業の有する多面的機

能の発揮の促進に関する法律案(閣法第50号)の審査に資するため、現地において意見聴取等を行う。

[派遣地]

島根県

[派遣委員]

野村哲郎君(自民)、猪口邦子君(自民)、山田俊男君(自民)、小川勝也君(民主)、紙智子君(共産)、古賀友一郎君(自民)、馬場成志君(自民)、堀井巖君(自民)、郡司彰君(民主)、徳永エリ君(民主)、平木大作君(公明)、儀間光男君(維結)、山田太郎君(みん)

[公述人]

出雲市長 長岡秀人君

いずも農業協同組合常務理事 岡田達文君  
有限会社グリーンワーク代表取締役 山本友義君

農事組合法人小松地営農倶楽部理事  
美郷町副町長 樋ヶ司君

### (3) 委員会決議

#### —畜産物価格等に関する決議—

我が国の畜産・酪農は、配合飼料価格の高騰、畜産物消費の低迷等厳しい経営環境にあり、離農の増加により生産基盤が縮小するなど危機的な状況にある。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成26年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 畜産・酪農経営が将来の展望を持って安定的に発展していけるよう、中長期的な観点から今後の畜産・酪農政策の在り方について検討を行うこと。特に、肉用牛肥育経営安定特別対策(新マルキン)事業をはじめとする畜産・酪農経営安定対策及び配合飼料価格安定制度については、配合飼料価格の高止まりに対処し、必要な財源を確保し、拡充を図るとともに、地方特定品種の扱いを含め現場の意向も踏まえつつ、実効ある安定的な対策・制度の確立に向けた検討を急ぐこと。
- 二 加工原料乳生産者補給金の単価及び限度数量については、飼料価格の高騰等を踏まえ、酪農家の経営努力が報われ、営農意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。

また、今後、需要の拡大が期待できる国産チーズの生産拡大のための対策を充実・強化するとともに、効率的な乳牛改良の推進、後継者の確保、酪農ヘルパーへの支援の充実など酪農生産基

盤の強化を図ること。

三 牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、畜産農家の経営安定に資するよう、需給動向、価格の推移、飼料価格の高騰等に十分配慮し、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。

また、肉用牛繁殖経営への新規参入や繁殖雌牛の増頭、受精卵移植の取組等への支援を一層充実・強化することにより、肉用牛繁殖基盤の拡大を図ること。

四 飼料の輸入依存体質を転換し、国産飼料に立脚した畜産・酪農を確立する観点から、飼料用米・稲発酵粗飼料・稲わら・エコフィードの利用拡大等の耕畜連携を強力に推進するとともに、コントラクター・TMRセンターへの支援を充実・強化すること。

特に、飼料用米の利用拡大には、輸入飼料に対する価格の優位性や安定的な供給が必要であることに鑑み、肉用牛等に対する給与法の普及、低コスト栽培技術や多収性品種の普及、集荷・流通・保管・製造に係る体制整備を支援すること。

五 地産地消や食育の取組を進め、国産畜産物の消費拡大を推進するとともに、国産畜産物の輸出解禁に向けた衛生協議の加速化、相手国の衛生条件に対応した食肉処理施設の整備に対する支援の充実など輸出促進対策を強化すること。

六 原発事故に伴う放射性物質により汚染された牧草地の除染対策と汚染された稲わら、牧草及び堆肥の処理を強力に推進するとともに、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むこと。

七 TPP交渉及びEPA交渉については、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、平成25年4月の本委員会の「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する決議」及び平成18年12月の本委員会の「日豪EPAの交渉開始に関する決議」を遵守し、確固たる決意をもって臨むこと。

右決議する。

### —調査捕鯨継続実施等に関する決議—

本年3月31日、国際司法裁判所が、「南極における捕鯨」訴訟の判決において、我が国が実施している南極海鯨類捕獲調査事業を鯨類捕獲調査の根拠である国際捕鯨取締条約（以下、「条約」という。）第8条1の範囲に収まらず、許可証を取り消し今後の発給を差し控えるよう命じたことは、誠に遺憾である。一方で、本判決は、右事業を科学的調査と認めた上で、科学的調査における致死的手法の使用自体は禁じておらず、我が国固有の伝統と文化である捕鯨が否定されたわけではない。

本判決の内容は、我が国の捕鯨政策はもとより、鯨類調査研究、鯨肉流通関係並びに全国各地域に伝わる我が国の伝統である鯨食文化等に極めて甚大な影響を及ぼすものである。また、シー・シェパードなどの過激な反捕鯨団体による、極めて危険な海賊行為が、あたかも正当化されるかのような印象を全世界に与えかねず、こうした判決に至ったことについて政府の責任は極めて重い。

よって政府は、引き続き、世界が求める海洋水産資源の持続的利用等に貢献するため、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 鯨類捕獲調査が有する各般にわたる重要な意義に鑑み、世界で唯一、その科学的手法及び体制を有する我が国の責務を果たすため、今後とも継続実施すること。

二 政府は、本判決に至った原因について真摯に反省するとともに、今後、調査捕鯨に関し新たな国際裁判を提訴されることのないよう、外交手段を駆使すること。

三 第二期南極海鯨類捕獲調査（JARPA II）に代わる次期捕獲調査計画の早期策定に向け、万

全の準備態勢を整えること。

- 四 本判決で判示された基準を踏まえ、来季以降の南極海鯨類捕獲調査がその目的を達成する上で合理的であると認められるものとするため、非致命的調査の利用可能性に関する分析、目標サンプル数の算出プロセスの明確化及び科学的成果の充実等について、必要な予算を確保し、早急に対応すること。また、その成果を元に調査計画を変更した上で、調査を継続実施すること。
- 五 調査捕鯨の副産物である鯨肉については、条約の趣旨に従い、従来通り適切に流通させること。また、学校給食を始めとする鯨肉販売の公益枠については、割引販売を継続実施するとともに、鯨肉流通関係者に不安が生ずることのないよう万全を期すること。
- 六 シー・シェパードなどの過激な反捕鯨団体による危険な妨害行為は、昨年2月に米国高裁が認定したとおり、国際法の禁じる「海賊行為」であり、我が国国民の身体及び財産を侵害する行為として断じて容認できない。政府が妨害行為への対策を怠ってきたことが、計画に対する実際の捕獲頭数が減少することにつながり、ひいては本判決において目標サンプル数と捕獲頭数との乖離を指摘され、目的達成上の合理性を欠くことの論拠となっている。政府は、そのことを十分に自覚した上で、調査捕鯨の船団や乗組員の安全確保に責任を持つこと。
- 七 副産物収入で調査研究費をまかなう枠組みによる調査継続には限界があることから、国の責務として調査捕鯨を位置付け、国による安定的な財政支援を行うこと。
- 八 捕鯨が我が国固有の伝統と文化であることに鑑み、今後における我が国捕鯨政策については、条約からの脱退を含むあらゆるオプションを実行する決意をもって策定し、強力に推進すること。右決議する。